

## 赤外線デジタルカメラを用いた 山田寺出土木簡の再釈読

調査の経緯 山田寺跡からは第1・2・4・7・8次の各調査で木簡が出土した。これらは既に『山田寺発掘調査報告(奈良文化財研究所学報第63冊)』(2002、以下『学報』)で報告されている。その後飛鳥藤原宮跡発掘調査部に赤外線デジタルカメラが導入され、これを用いて木簡の再撮影をおこなったところ、釈文に関して新たな知見が得られた。再調査の成果は別途刊行予定の『藤原木簡概報18』で報告するが、本稿では特に注目すべき木簡1点を取り上げて紹介する。

第4次調査出土題籤軸 本木簡は、1982年度の第4次発掘調査で出土した題籤軸の頭部である(図15、『学報』木簡番号 )。東面大垣の東約7mの暗灰色砂土中から出土した。暗灰色砂土は11世紀前半に東面回廊を倒壊させた土砂崩れの流入土である。1行目は出土当初には寺名を記した可能性も指摘されていたが(加藤優「奈良・山田寺跡」『木簡研究』5、1983)『学報』では命令下達文書に関する文言とされた。このたびの再調査では、「浄土寺/経論司」と釈読した。「土」の字形は「土」である。

以下、本木簡に関連する事柄について補足する。

山田寺の法号 「浄土寺」は『日本書紀』天武天皇14年(685)八月乙酉条、『上宮聖德法王帝説』裏書、天平11年(739)石川年足願経跋文などに見える。従来、山田寺と浄土寺を別寺とみる説があったが、本題籤軸により山田寺の法号は浄土寺であることが確定したと言えよう。また、本題籤軸が埋没した11世紀前半の土砂崩れの発生以前にこの法号が使用されていたことも確実になった。

\*『大和名所記』をはじめとする近世地誌は山田寺の法号を「華厳寺」と記す。静胤撰『多武峯略記』(『群書類從』卷436所収)に多武峰寺の末寺として「山田寺 法号華厳寺」とあり、同書原本の成立年が奥書によると建久8年(1197)であることから、一見、12世紀末以前に山田寺の法号が華厳寺に変更されたかのようである。しかし、静胤本は近世に改編された流布本と言われており、より原本に近いとされる永済撰『多武峯略記』(『神道大系神社編5』所収)には「石川寺 法号花巖寺」とあって、そもそも山田寺に関する記載ではないという可能性も残る。よって、静胤本の記載が原本成立以前に遡り得るかどうかについては、慎重な判断が要求される。

経論司  
浄土寺

(72)・21・8 061(題籤軸)



図15 山田寺出土題籤軸 3:2(赤外線撮影)

「東北院」 8世紀中頃~9世紀後半(一期)にかけて、伽藍中心部の東側に隣接して「東北院」と仮称する区画が存在した(『学報』)。本題籤軸の出土位置は「東北院」南限の東西塀SA505の北側、すなわち同院の内部にあたる。よって、本題籤軸は「東北院」内の建物に収蔵されていた可能性がある。題籤の内容からみて、軸に巻かれていたのは経論類ではなく、寺務に関わる文書ないしは帳簿であろう。「東北院」は、山田寺の寺務機関、例えば三綱所などが置かれた区画であると推定できる。

浄土寺経論司 題籤軸とは、書庫に収蔵された多数の巻子の中から必要なものを容易に取り出すため、内容を簡略に示す見出しを付した巻子軸である。本題籤軸に巻かれた書類の内容としては、2つの可能性が考えられる。

「東北院」所在機関が浄土寺経論司との間で取り交わした文書(案文を含む)を貼り継いだもの。「東北院」所在機関が管理していた浄土寺経論司に関する帳簿。

浄土寺経論司とは、山田寺所蔵の経論類を扱う部署、もしくはそれを職掌とする人物を指すと考えられる。ただし、「東北院」所在機関との関係(所管 被管か、独立の存在か)は不明である。こうした点は今後さまざまな要素を踏まえて検討する必要があろう。

(竹内亮)